

漁業法第 31 条及び第 32 条第 2 項の規定に基づき知事が行う
公表、助言、指導又は勧告に関する運用指針

令和 3 年 3 月 29 日付け改正

北 海 道

第 1 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。）

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。以下第 1 において同じ。）に係る漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 31 条に基づく公表及び法第 32 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の 1 から 3 までに定めるとおりとする。

1 法第 31 条に定める場合

知事管理区分の漁獲量の公表について、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 85 パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合

(1) 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合において、知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対してする助言又は勧告の内容
90 パーセントを超えたとき	知事管理漁獲可能量の急激な積み上がり为了避免するような措置（輪番休漁等）の実施の助言
95 パーセントを超えたとき	知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止するような具体的な管理措置（当該特定水産資源を目的とした操業の停止等）の実施の勧告

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。

ア 特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該知事管理区分における当該特定水産資源の採捕をする者の全てが同一の法第 124 条第 1 項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）に参加している場合であって、当該認定協定の内容及び当該特定水産資源の採捕の

実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

3 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合

(1) 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

1 つの特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対して知事がする指導の内容
90 パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれが大きい場合に該当し、今後、法第 33 条第 2 項第 2 号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、当該特定水産資源の採捕を抑制するように指導

(2) (1)の規定にかかわらず、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第 2 くらまぐろ（小型魚）

くらまぐろ（小型魚）（第 2 において単に「くらまぐろ」という。）に係る漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 31 条に基づく公表及び法第 32 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の 1 から 3 までに定めるとおりとする。

1 法第 31 条に定める場合

知事管理区分の漁獲量の公表について、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 70 パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合

(1) 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合において、知事が行う助言、指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分におけるくらまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	当該知事管理区分においてくらまぐろの採捕をする者に対して知事がする助言、指導又は勧告の内容
---	---

70 パーセントを超えたとき	<p>【管理区分：北海道くろまぐろ（道内各海域）定置網漁業】</p> <p>漁業者に、以下の措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・網起こしの回数を1日1回に抑制するよう取り組む。併せてくろまぐろの放流に努める。 <p>ただし、魚群探知機や目視等でくろまぐろが入網していないことを確認できた場合又は速やかに放流できる場合はこの限りではない。</p> <p>【管理区分：北海道くろまぐろ（道内各海域）漁船漁業】</p> <p>漁業者に以下の措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操業時間短縮又は操業日数の抑制を実施する。
80 パーセントを超えたとき	<p>【管理区分：北海道くろまぐろ（道内各海域）定置網漁業】</p> <p>漁業者に、以下の措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・網起こしの回数を1日1回に抑制するよう取り組む。併せてくろまぐろの放流に努める。 <p>ただし、魚群探知機や目視等でくろまぐろが入網していないことを確認できた場合又は速やかに放流できる場合はこの限りではない。</p> <p>【管理区分：北海道くろまぐろ（道内各海域）漁船漁業】</p> <p>漁業者に、以下の措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操業時間短縮又は操業日数の抑制を実施する。

90 パーセントを超えたとき	<p>【管理区分：北海道くろまぐろ（道内各海域）定置網漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者に、以下の措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。 ・全てのくろまぐろの放流に取り組む。
	<p>【管理区分：北海道くろまぐろ（道内各海域）漁船漁業】</p> <p>漁業者に、以下の措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くろまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。

ア くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該知事管理区分におけるくろまぐろの採捕をする者の全てが同一の認定協定に参加している場合であって、当該認定協定の内容及びくろまぐろの採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

3 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合

(1) 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対して知事がする指導の内容
90 パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれが大きい場合に該当し、今後、法第 33 条第 2 項第 2 号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように指導

- (2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第3 くろまぐろ（大型魚）

第2の規定は、くろまぐろ（大型魚）に係る法第31条の公表及び法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告について準用する。

附 則（令和2年12月25日漁管第2067号）

（施行期日）

- 1 この指針は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和6年3月31日までの間における第1の2（2）イの規定の適用については、「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）」とあるのは「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）又は資源管理指針・計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）に基づき水産庁長官又は都道府県知事の確認を受けた資源管理計画（以下「資源管理計画」という。）」と、「同一の認定協定」とあるのは「同一の認定協定又は資源管理計画」と、「当該認定協定」とあるのは「当該認定協定又は資源管理計画」とする。

附 則（令和3年3月29日漁管第2703号）

（施行期日）

- この指針は、令和3年4月1日から施行する。